

鳥取大学鳥取地区課外活動部室暖房要領

この要領は、鳥取大学課外活動部室使用心得5項に定める「課外活動部室における火気使用上の注意」に基づき、鳥取大学鳥取地区課外活動部室を対象とする。

1. 貸出期間：令和5年12月5日（火）～令和6年3月1日（金）（予定）
2. 暖房器具：学生生活課の貸し出す石油ファンヒーター
3. 給油：各サークルが暖房器具の灯油タンクを下記の日時・場所に持参し給油する。

日 時：毎週火曜日の12時15分～12時30分
※ただし、令和6年1月2日（火）は除く。

場 所：学生部倉庫（生協本部裏の倉庫）
4. 暖房日誌：暖房器具を使用した際は暖房日誌を記入し、灯油支給時に提示する。
5. その他：部室の暖房に関して不明な点等があるときは、学生生活課学生支援係に問い合わせ、その指示に従うこと。
学生生活課より貸与した暖房器具以外のものを使用しブレーカーが落ちた場合、すぐには対応ができないため、他のサークルに迷惑がかからないよう注意すること。